

- ・ 「行政及び公務員に対する国民の信頼を回復するための新たな取組について」（平成8年12月19日事務次官等会議）（抄）
 - 1 補助金等の再点検等について各省庁において、地方公共団体等事業実施主体を通じた事業実施の適正化を図るため、所管する補助金等について、補助基準及び選定手続き等の再点検を行うとともに、各々の補助金等の実情に応じた透明性を確保するため、例えば、施設についての交付決定の概況一覧を公表する等必要な措置を講ずる。
- ・ 「補助金等の再点検等について」（平成9年1月17日補助金等適正化中央連絡会議幹事会）（抄）

補助金等の再点検等について

○再点検の内容

補助基準、選定手続き、建設工事契約のあり方等

○透明性の確保

運営主体の運営・財務の公正化、透明化等を図る

○会計法（抄）

昭和二十二年三月三十日
(法律第三十五号)

〔契約方式〕

第二十九条の三 契約担当官及び支出負担行為担当官

(以下「契約担当官等」という。)は、売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合においては、第三項及び

第四項に規定する場合を除き、公告して申込みをさせることにより競争に付さなければならない。

② 前項の競争に加わらうとする者に必要な資格及び同項の公告の方法その他同項の競争について必要な事項は、

政令でこれを定める。

③ 契約の性質又は目的により競争に加わるべき者が少数で第一項の競争に付する必要がない場合及び同項の競争に付することが不利と認められる場合においては、政令の定めるところにより、指名競争に付するものとする。

④ 契約の性質又は目的が競争を許さない場合、緊急の必要により競争に付することができない場合及び競争に付する」ことが不利と認められる場合においては、政令の定めるところにより、随意契約によるものとする。

⑤ 契約に係る予定価格が少額である場合その他政令で定める場合には、第一項及び第三項の規定にかかわらず、政令の定めるところにより、指名競争に付し又は随意契約によることができる。

(見積書の徵取)

第九十九条の六 契約担当官等は、随意契約によろうとするときは、なるべく二人以上の者から見積書を徵さなければならぬ。

(昭和二十六年四月三十日)
(勅令第二百六十四号)

○予算決算及び会計令（抄）

(随意契約によることができる場合)

第九十九条 会計法第二十九条の三第五項の規定により指名競争に付しがきる場合は、次に掲げる場合とする。

一 予定価格が五百円を超えない工事又は製造をさせるとき。

○建設工事等に係る入札結果等の公表について（概略）

入札結果等については、従来、建設工事のうち指名競争に付したものについて行ってきたところですが、公共工事に関し一層の透明性・客観性が求められている現状に鑑み、今般、建設工事及び設計管理業務について、一般競争及び指名競争に付した場合並びに随意契約によることとした場合のいずれの場合においても、入札結果等を公表することとし、平成6年6月1日以降公告又は指名の通知を行い若しくは随意契約により契約を締結するものについて、下記により実施することとする。

記

1 公表の対象

建設工事、設計管理業務及び測量業務とする。

2 公表の内容

(1) 一般競争又は指名競争に付した場合

入札者指名及び各入札者の各回の入札金額

(2) 隨意契約によることとした場合

契約の相手方及び契約金額

3 公表の時期

(1) 一般競争又は指名競争に付した場合

落札者の決定後又は契約の相手及び契約金額の決定後、なるべく早期に公表するものとする。

(2) 隨意契約によることとした場合

契約の相手方及び契約金額の決定後、なるべく早期に公表するものとする。

4 公表の場所

建設工事等の契約事務を担当した課において公表するものとする。

5 公表の方法

(1) 一般競争又は指名競争に付した場合

様式1により閲覧に供するものとする。

(2) 隨意契約によることとした場合

様式2により閲覧に供するものとする。

6 公表の期間

(1) 一般競争又は指名競争に付した場合

公告又は指名の通知を行った日の属する年度及び翌年度において閲覧に供するものとする。

(2) 隨意契約によることとした場合

契約を締結した日の属する年度及び翌年度において閲覧に供するものとする。

7 閲覧者名簿の設置

公表の場所に閲覧者名簿を備え付け、閲覧者の指名、住所等必要事項を記入させるものとする。

樣式 1

入札結果等一覧表

(工事名)

(入札日時) 平成 年 月 日 時 分

上記金額は入札書に記載された金額で、当該金額にその8パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数は切り捨てた後の金額）が法律上の入札価格である。

(入札書記載金額) 円)
落札価格 円で に決定
予算決算及び会計令第99条の2により
円で と随意契約

様式2

隨 意 契 約 結 果 書

工事等名	
契約の相手方	
契約金額	
契約年月日	

○建設業法（抄）

昭和二十四年五月二十四日
法律第百号

（一括下請負の禁止）

第二十二条 建設業者は、その請け負った建設工事を、如何なる方法をもつてするを問わず、一括して他人に請け負わせてはならない。

2 建設業を営む者は、建設業者から当該建設業者の請け負った建設工事を一括して請け負ってはならない。

3 前二項の規定は、元請負人があらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合には、適用しない。

○国における一括下請け禁止条項（例）

第二〇条 請負者は、工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を發揮する工作物の工事を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。